

項の規項ン

令和 2 年 4 月 1 日
利益相反マネジメント委員会

この要領は、東京大学利益相反マネジメント委員会規則第 9 条第 1 項の規 項のン 規ツ e x + 「教職員等」という。) が提出する利益相反に関する自己申告書の記入について定めるものとする。

東京大学教職員等の利益相反に関する自己申告書記入要領

一 昨年度、あなたは学外の企業、国又は地方公共団体等の行政機関、その他の団体において、取締役、執行役、その他の役職等についていたことがありますか。ただし、東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール(以下「セーフ・ハーバー・ルール」という。)第 2 条又は第 3 条により利益相反行為に該当しない行為とみなされる場合は除きます。該当する場合は、「企業等の活動に関する申告書」(様式第 1 号)により以下の質問にお

期間更新の申請をす

る予定はありますか。予定している場合はその期間を記して下さい。

(4) 当該役職に従事した時間は、昨年度 1 年間の総計で何時間になりますか。ただし、30 時間(各部局の利益相反ガイドラインが、セーフ・ハーバー・ルール第 5 條 んほおしめた

つき同じ。)未満であれば、お答え頂く必要はありません。

(5) 当該役職より得た昨年度 1 年間の収入の総額はいくらになりますか。ただし、30 万円(各部局の利益相反ガイドラインが、セーフ・ハーバー・ルール第 5 条の基準の金額を定めた場合は、当該金額による。以下の各「30 万円」の定めにつき同じ。)未満であれば、お答え頂く必要はありません。

二 昨年度、一以外に学外の企業、国又は地方公共団体の行政機関、その他の団体のための活動を行った場合は、「企業等の活動に関する申告書」(様式第 1 号)により以下の質問にお答え下さい。ただし、セーフ・ハーバー・ルール第 2 条又は第 3 条により利益相反行為に該当しない行為とみなされる場合、及び昨年度 1 年間に当該活動に従事した時間が 10 時間未満の場合であり、かつ当該活動より得た収入が 10 万円未満の場合(各部局の利益相反ガイドラインが、これと異なる時間又は金額を定む金分は@部部ネ

- (1) 相手方の企業等の名称及び住所をお教え下さい。
- (2) 共同研究等、相手方企業等との産学官連携活動の内容をお教え下さい。
- (3) 契約関係の内容及びその契約金額をお教え下さい。

五 昨年度、共同研究等、産学官連携活動の一環として、あなたの指導する学生を学外の企業等の団体に派遣したことがありますか。ある場合は「学生の派遣に関する申告書」(様式第6号)により以下の質問にお答え下さい。

- (1) 派遣先の企業等の団体の名称及び住所をお教え下さい。
- (2) 派遣した学生の氏名及び学年をお教え下さい。
- (3) 派遣にあたり学生の承諾を得ましたか。
- (4) 派遣先における学生の活動内容及び待遇をお教え下さい。
- (5) 派遣先における学生の活動と教育目的の関係を説明して下さい。

六 昨年度1年間に、大学以外からの特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、プログラムの著作権に基づく収入があった場合は、その権利の内容、収入先、収入総額を「特許権等に基づく収入に関する申告書」(様式第7号)によりお教え下さい。ただし、その金額が30万円未満の場合はこの限りではありません。